

平成18年第一回都議会定例会

監査委員報告

平成18年2月22日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

昨年、わが国では、明治以来初めて、出生人口が死亡人口を下回りました。人口が減少する社会の到来です。一方、日本経済は活気を取り戻しつつあり、都の税収も増加しました。こうした社会経済の大きなうねりを見極め、都は都民ニーズに的確に応える必要があります。

ご承知のとおり、監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう監査することにあります。

この1年間は、953か所で監査を実施し、問題点の指摘は253件、不経済支出等の合計は約15億円でした。

それでは、監査結果の報告に入ります。

定例監査、工事監査、行政監査など多岐にわたる監査のうち、まず定例監査からご報告いたします。

これは、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。本庁のすべての部と事業所の半数、計499か所を監査しました。

指摘事項の一例を申し上げます。現在、都立高校ではパソコン教室を

設置しています。そのOAフロアや机は、リース期間が終わった後も、低価格で利用できるにもかかわらず、新品に取り替えていました。一校当たり500万円から600万円もの余分な支出となり、これが長年にわたり見過ごされてきました。

また、身近な話ですが、この議会棟の1階には、10年以上前から止めているエスカレータがあります。ところが、稼働を停止した後も保守業務委託の内容を見直さなかったために、停止前と同じように保守経費を支払い続けていました。

毎年継続的に行っている契約であっても、その内容が適切だとは限りません。ムダや誤りがないか、より良い方法がないか、問題意識をもって事務を見直すことが重要です。

次に、工事監査について申し上げます。

今回は、100万円以上の工事の約1割、1,640件を監査しました。

指摘した内容は、工事費の積算を誤ったものが大半を占め、不注意やチェック不足によるミスが少なくありませんでした。

また、工事費の積算プログラムのミスによる事例も複数ありました。例えば、下水道管に光ファイバーを取り付ける工事においては、入力す

る必要のない項目がプログラムに組み込まれていたため、12件、約850万円が過大に積算されていました。システム上の誤りは影響が大きいため、早急に改善するよう求めました。

また、ある工事で発生した土砂を、請負業者のダンプカーの3割以上が積載オーバーで搬出していた事例がありました。道路交通上も問題であり、請負業者への指導・監督を適切に行うよう求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

今回は、情報システムをテーマとして取り上げました。今や、行政の運営に情報システムは欠かせません。しかし、システムの有効活用や維持管理コストなど、様々な課題があります。

監査の結果でも、学校給食の予約システムを導入した際、既存の機器が使える学校もあったのに、各校一律に、集計用の新たなパソコンを配備した事例がありました。事前の調査や経費への配慮が不十分でした。

平成15年度に導入された文書の管理システムは、意思決定の迅速化が目的の一つですが、電子決定率は13%程度に止まっています。電子決定になじまない文書が多く、また、意思決定の迅速化につながらないケースもあるためです。導入3年の経験を踏まえた検討を求めました。

このほか、基本的な事項として、システム構築に当たっては、徹底したニーズ分析、業務分析が重要であり、システム化の対象となる業務の改善をまず行うべきこと、個人情報等のセキュリティ対策に細心の注意を払うべきことなどを付言しました。

次に、都の出資団体や補助金交付団体に対する監査について申し上げます。

監査を実施したのは、出資団体30か所、補助金交付団体423か所です。出資団体の監査では、経営に重点をおき、詳細に検証しました。

例えば、東京都保健医療公社では、運営している病院の経営分析を行いました。その結果、民間と比べて高コスト体質であることがわかりましたが、都の補助金は、収支の不足分を全額補てんしているため、経営努力を促す仕組みとなっていません。局及び公社には、経営改善に向けた一層の取組みを求めました。

今回の監査対象には、来年度以降、指定管理者として、都立施設の運営を担う団体が多くあります。これらの団体が、今後、指定管理者であり続けるためには、民間団体との競争に勝ち抜く必要があります。より一層の効率化など、経営努力を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成16年度決算について、計数を確認するとともに、予算執行や資金管理、財産管理の面からも検証しました。特に、財産管理については、本年4月から始まる新公会計制度を円滑に導入し、機能させていく上で重要であるため、重点的に審査しました。その結果、財産の登載の誤りが21件もあったことから、現在高の把握を適正に行うよう求めました。

このほかに、平成17年は14件の住民監査請求があり、このうち請求が法的要件を満たしている、式根島における泊地整備工事に関するものなど2件について、監査を実施いたしました。

最後に、監査結果のフォローアップについて申し上げます。

これまで述べてきた監査は、指摘した問題点が改善されてはじめて目的を達成します。このため、各局には、指摘を受けてどのように改善したかの報告を求めています。

過去3年間に行った指摘について見ると、これまでに8割以上が既に改善されています。昨年指摘した「試験問題の印刷」の事例では、特命随意契約から競争による契約に改めた結果、従来より約4割、1,300

万円も経費削減ができたとの報告がありました。

以上、この一年間に実施した監査について述べてまいりました。

監査の結果、総じて言えることは、多くの指摘の背後に、担当者が現状の問題に一向に気づいていない例、問題を放置し先送りしている例が少なくないことです。これは、前例踏襲や、いわゆる「事なかれ」の旧弊が、まだ根強く残っているためではないでしょうか。

何事にも問題意識やコスト意識をもって取り組む都庁であってほしいと思います。管理者の皆様には、職員に、プロの公務員としての自覚を促すようお願いいたします。

いよいよ今年は、複式簿記・発生主義会計が導入されます。職員のコスト意識を高め、行財政改革をさらに進める契機とすべきです。監査委員としても、新たな公会計制度を監査の立場から有効に活用し、監査の充実を図ってまいります。

最後に、私ども4名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも、監査委員の使命を全力で果たしていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。